

平成 31 年度 沼津市行政組織の改正

平成 31 年 4 月 1 日付けで、行政組織の改正を予定しています。

1 組織改正の主なポイント

(1) 市民生活の安心安全の確保

広報広聴課と地域自治課の2課に跨り対応している、特殊詐欺等における警察との連携の効率化と、市民生活の安心安全の確保を図るため、企画部に「生活安心課」を設置し、同課に広報広聴課から「市民相談センター」及び「消費生活センター」を、地域自治課から「交通・防犯対策係」を移管し設置します。

(2) 幼児教育・保育の無償化に備えた体制強化

保育施設等の入所に係る事務量が増加し、幼児教育・保育の無償化により、給付及び管理対象となる施設等の増加も想定されることから、子育て支援課の「こども教育・保育係」を分割して「入所・相談係」と「給付・管理係」を設置し、業務の整理、振り分けをして体制強化を図ります。

児童教育・保育施策における企画立案機能の強化を図るため、施設管理に関する業務を給付・管理係に移管し、子育て支援課の「企画管理係」を「企画係」に変更します。

(3) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催への対応に備えた体制整備

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催への対応に備えた体制整備をするとともに、スポーツを通じた市民間交流の促進を図るため、「スポーツ交流推進室」を「スポーツ交流推進課」に変更し、同課に「スポーツ交流係」と「オリンピック・パラリンピック推進係」を設置します。

2 部課等の増減

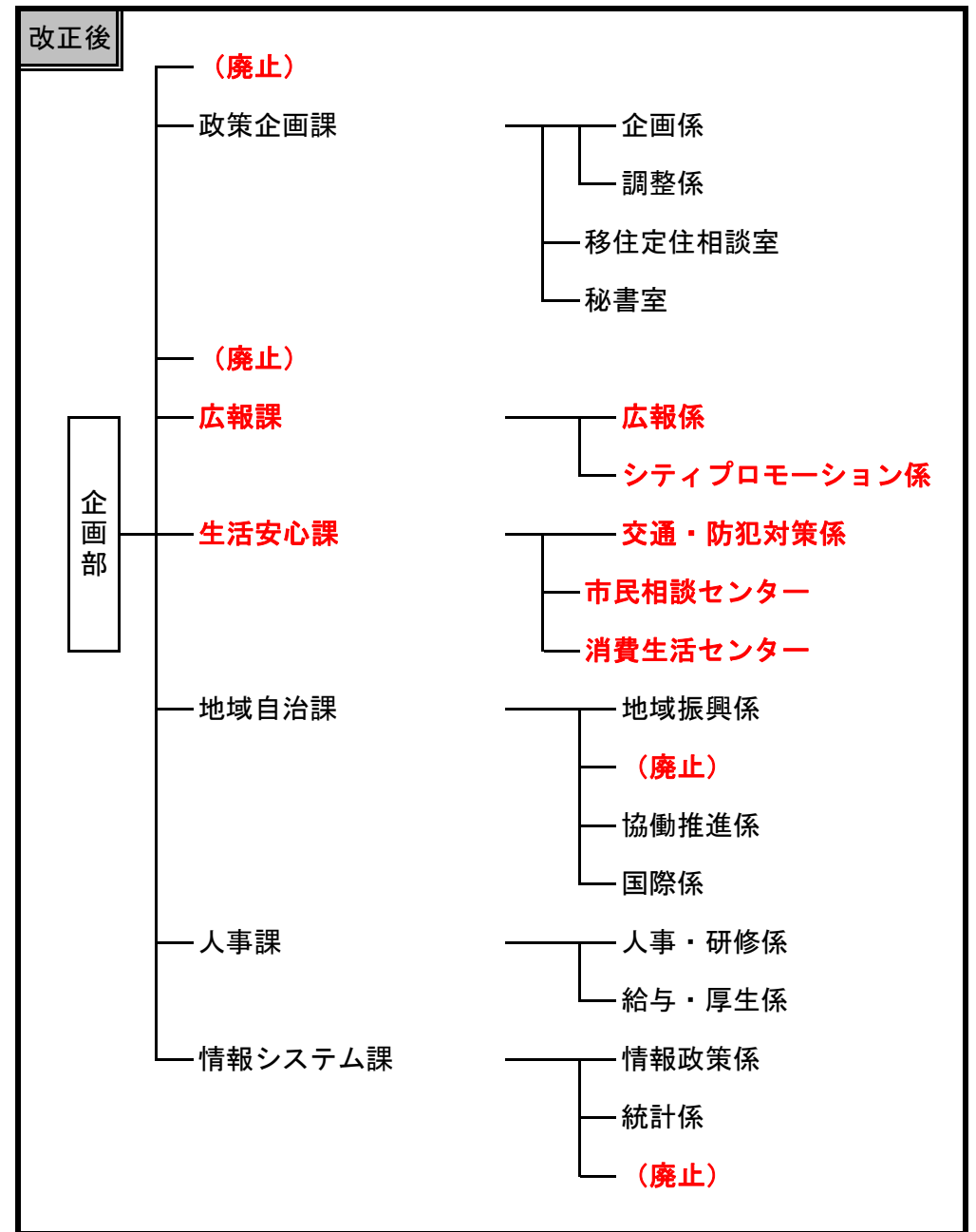
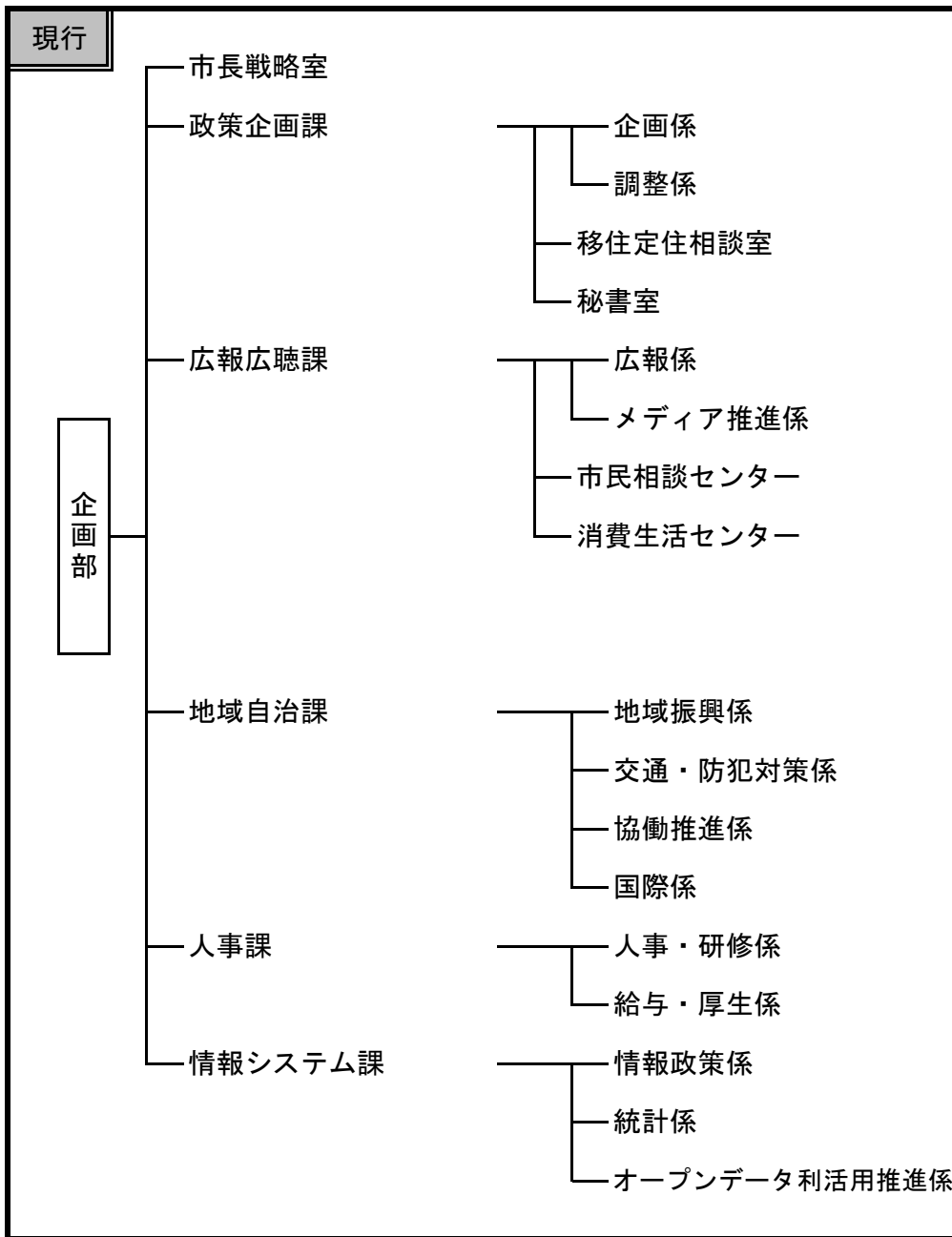
組織	平成 30 年度	増減	平成 31 年度
部	13	0	13
局	2	0	2
課	66	-1	65
課内室	8	2	10
係	132	3	135
担当	3	0	3

平成31年度 沼津市行政組織の改正

(平成31年4月1日施行予定)

- ① 沼津市事務分掌規則等で規定されている出先機関については、〔 〕（亀甲括弧）で表記する。
- ② 沼津市事務決裁規程に基づき、予算執行権限等を有する課長級職員が配置されている出先機関については、課相当の出先機関として課と同列に位置づける。
- ③ 指定管理者制度を導入している主要施設については、各所管課等との関係を…（点線）で明らかにし、〔 〕（亀甲括弧）で表記する。
- ④ 改正する部署については、赤字で表記する。

企画部



●市長戦略室

組織のスリム化及び事務の効率化を図るため、「市長戦略室」を廃止し、その事務について政策企画課に統合する。

●広報広聴課

広報機能と広聴機能を分離することに伴い、「広報広聴課」を廃止し、広報機能に特化した課として「広報課」を設置する。

●広報課

「広報広聴課」から「広報係」を移管し設置する。

「広報広聴課」の「メディア推進係」を廃止することに伴い、同係の事務を引き継ぐとともに、シティプロモーションにつながる広報戦略や、各種メディアを活用した情報発信を推進し、本市の魅力を市内外へ発信する機能を集約して強化するため、「シティプロモーション係」を設置する。

●生活安心課

広報広聴課と地域自治課の2課に跨り対応している、特殊詐欺等における警察との連携の効率化と、市民生活の安心安全の確保を図るため、「生活安心課」を設置し、同課に「広報広聴課」から「市民相談センター」及び「消費生活センター」を、「地域自治課」から「交通・防犯対策係」を移管し設置する。

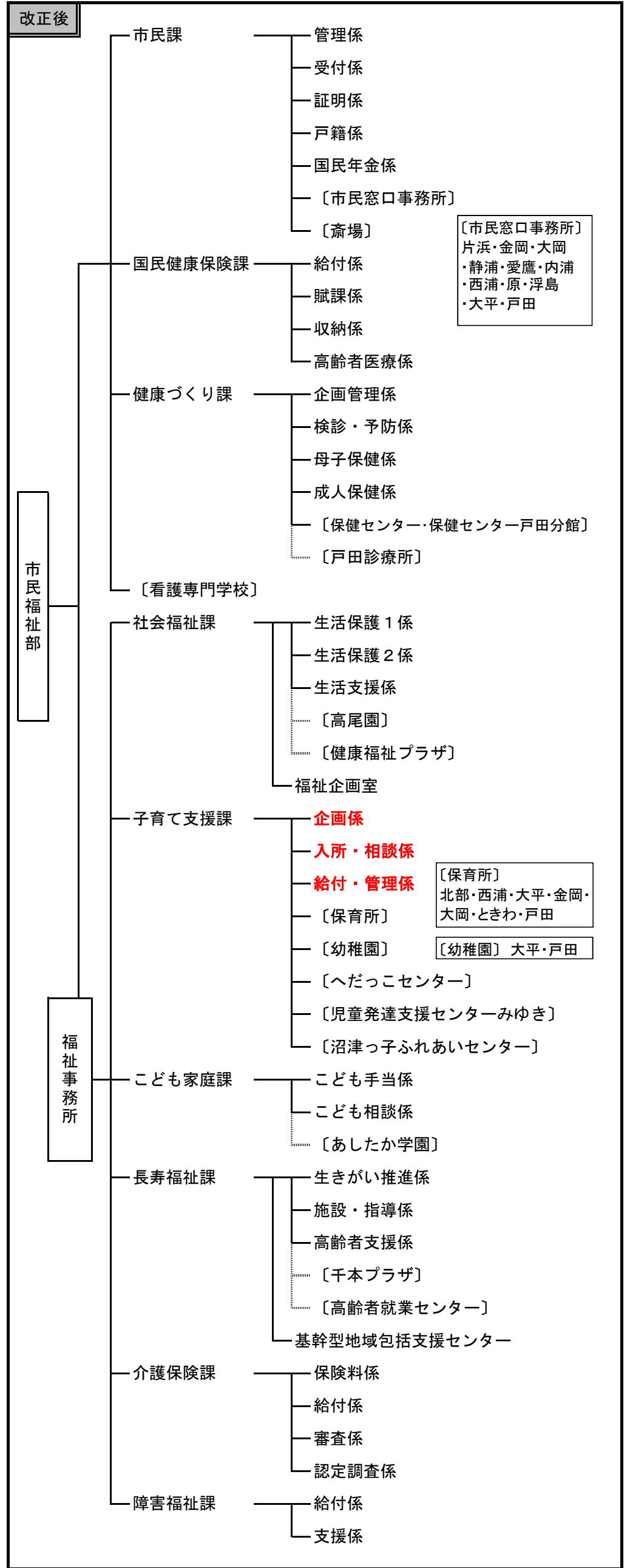
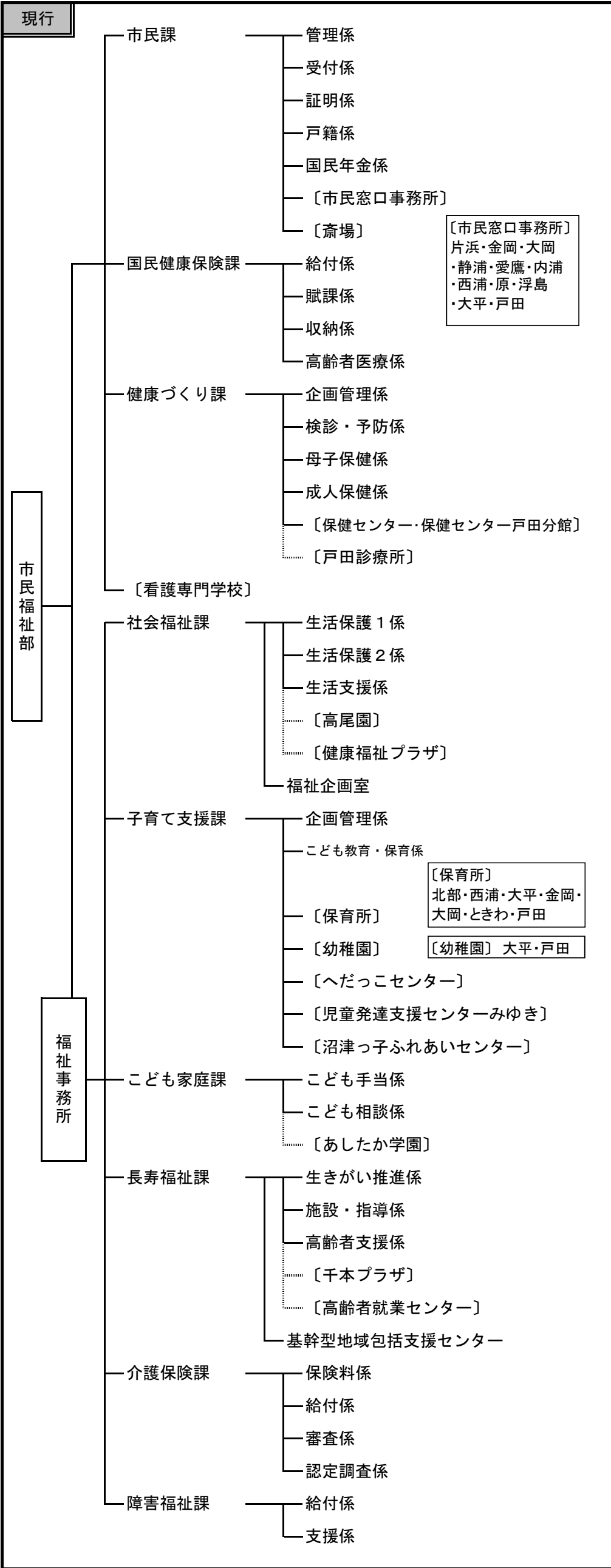
●地域自治課

「交通・防犯対策係」を「生活安心課」へ移管する。

●情報システム課

「沼津市官民データ活用推進計画」の策定が完了したことから、組織のスリム化を図るため、「オープンデータ利活用推進係」を廃止し、その事務について情報政策係に統合する。

市民福祉部

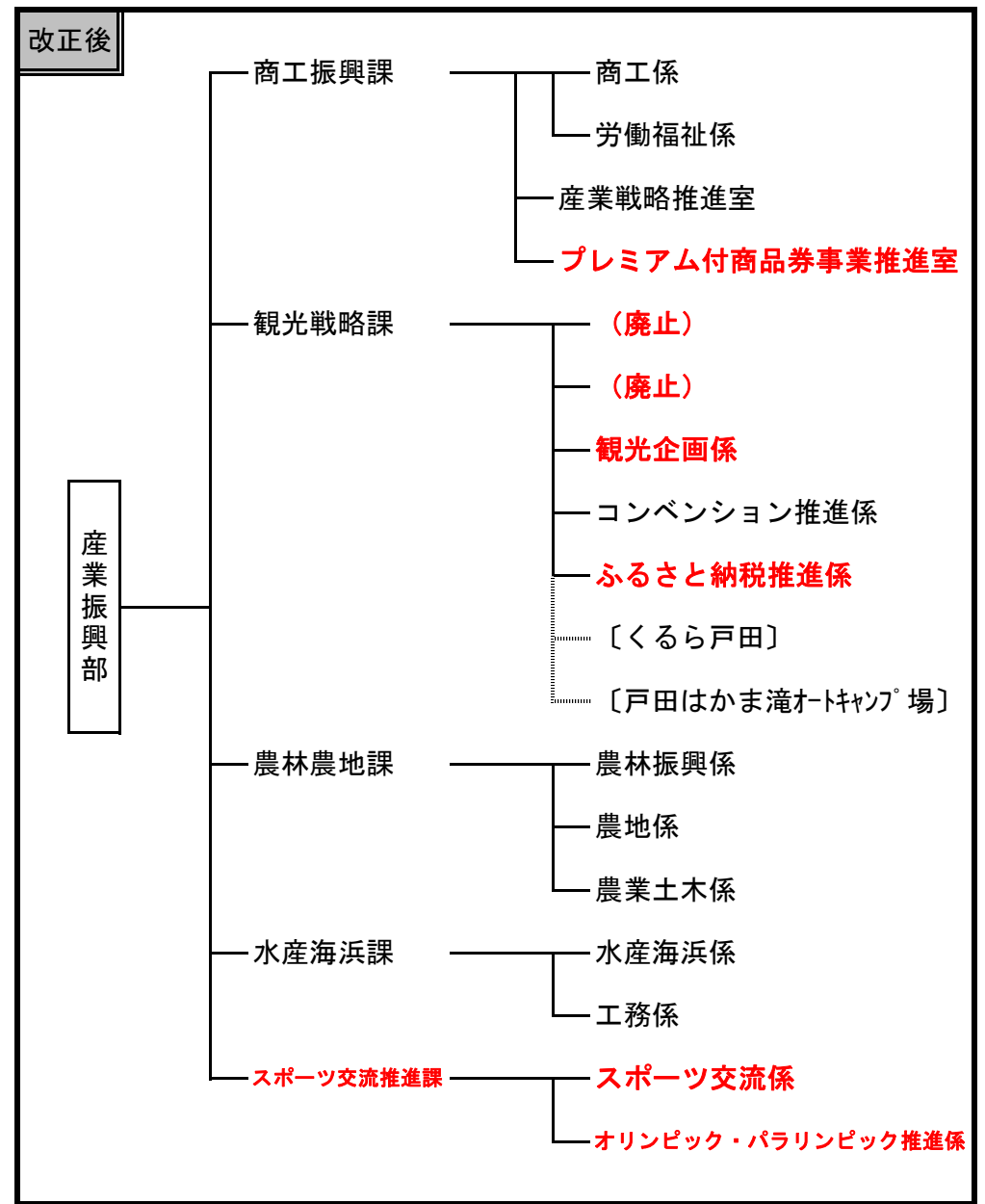
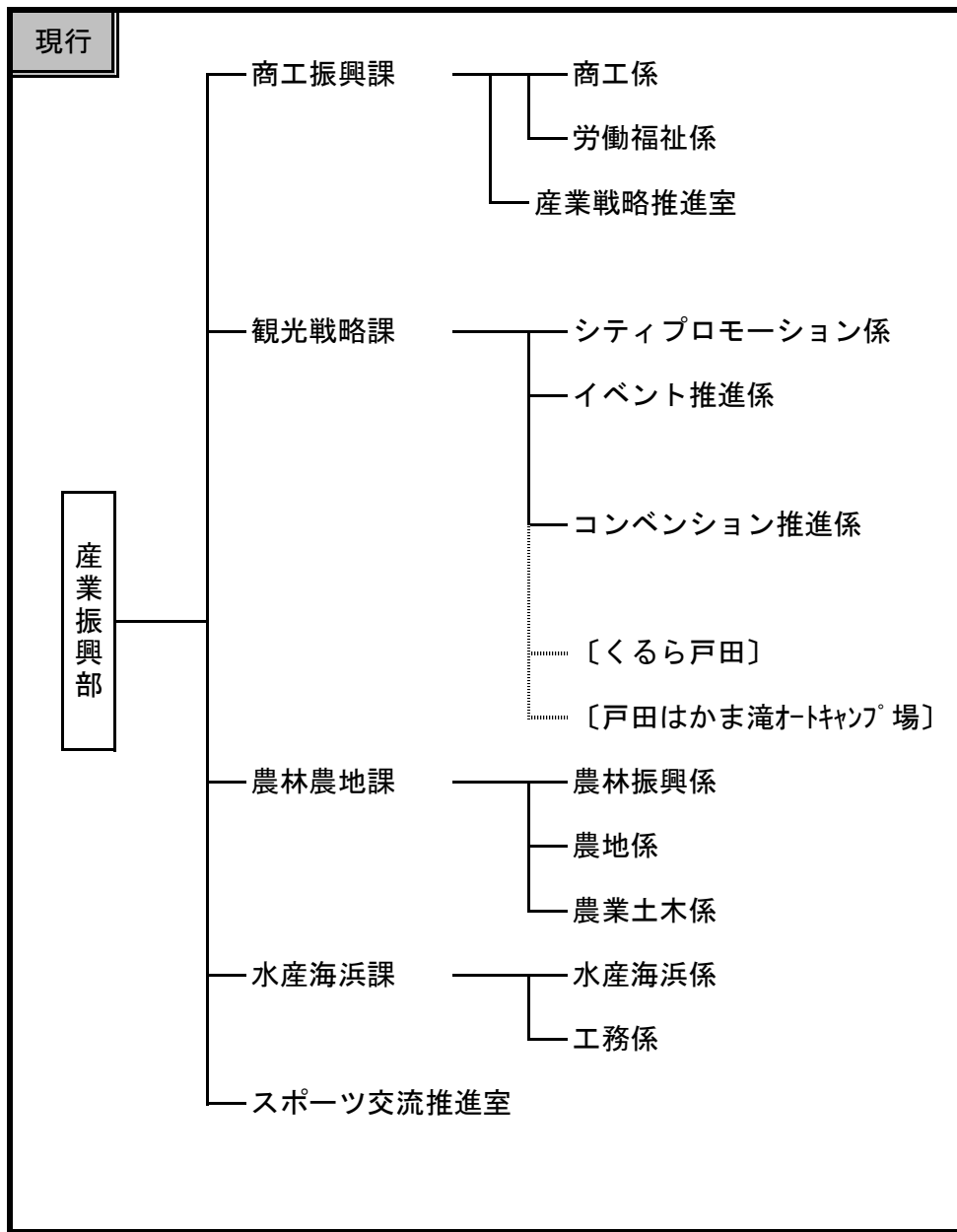


●子育て支援課

保育施設等の入所に係る事務量が増加し、幼児教育・保育の無償化により、給付及び管理対象となる施設等の増加も想定されることから、「こども教育・保育係」を分割して「入所・相談係」と「給付・管理係」を設置し、業務の整理、振り分けをして体制強化を図る。

児童教育・保育施策における企画立案機能の強化を図るため、施設管理に関する業務を給付・管理係に移管し、「企画管理係」を「企画係」に変更する。

産業振興部



●商工振興課

消費税・地方消費税の10%への引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的としたプレミアム付商品券事業について、国から制度概要が示されたことに伴い、この事業に対応する体制整備として、「プレミアム付商品券事業推進室」(課内室)を設置する。

●観光戦略課

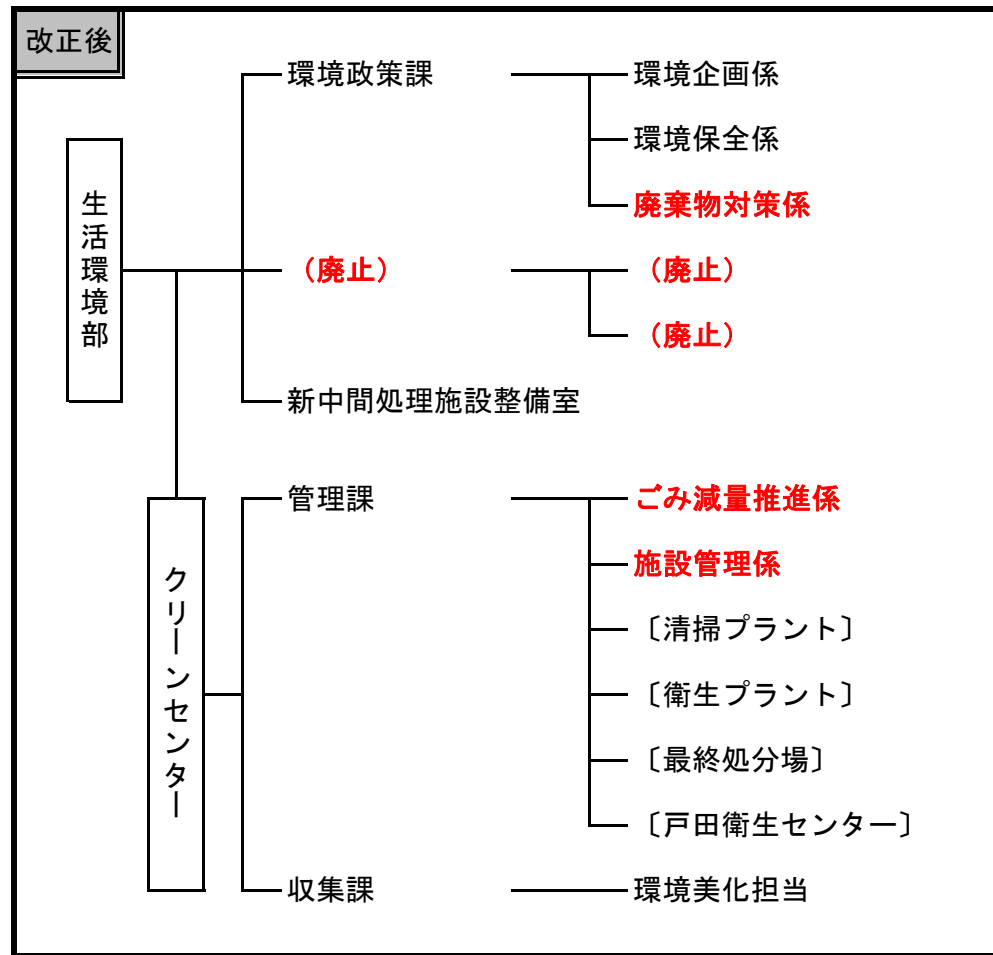
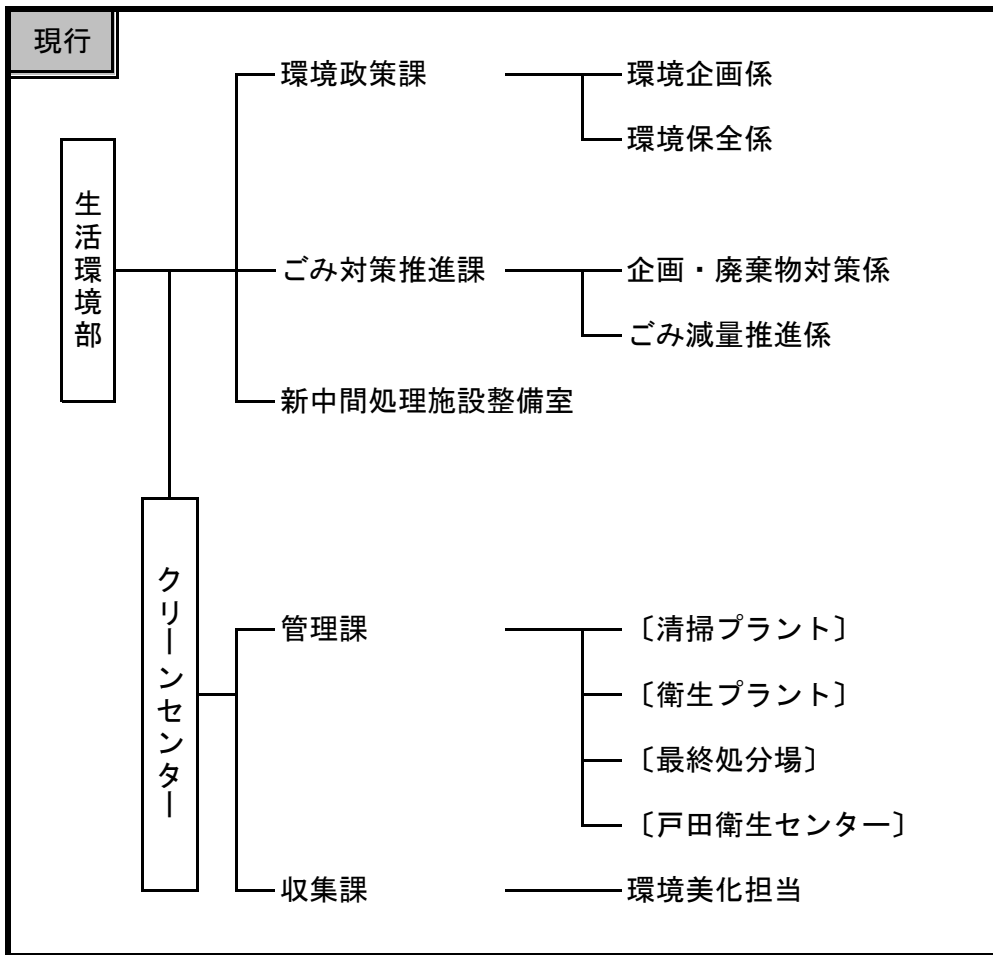
観光施策の企画立案において、シティプロモーションに係る事務を分離し、イベントの開催と一体的に行うことで機能の強化を図るため、「シティプロモーション係」及び「イベント推進係」を廃止し、「観光企画係」を設置する。

本市のふるさと納税の魅力を向上させて、より一層の歳入確保を図るため、「ふるさと納税推進係」を設置する。

●スポーツ交流推進課

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への対応に備えた体制整備をするとともに、スポーツを通じた市民間交流の促進を図るため、「スポーツ交流推進室」を「スポーツ交流推進課」に変更し、同課に「スポーツ交流係」と「オリンピック・パラリンピック推進係」を設置する。

生活環境部



●ごみ対策推進課

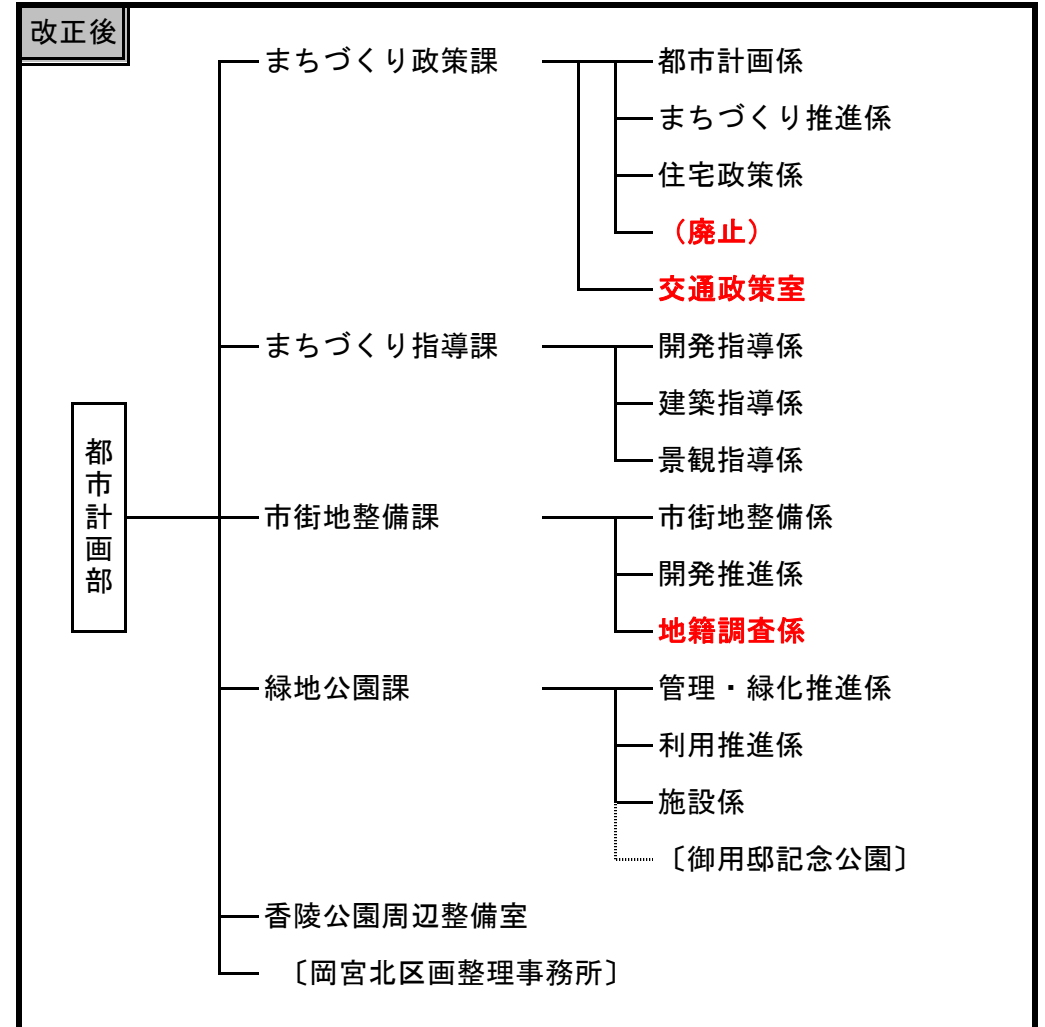
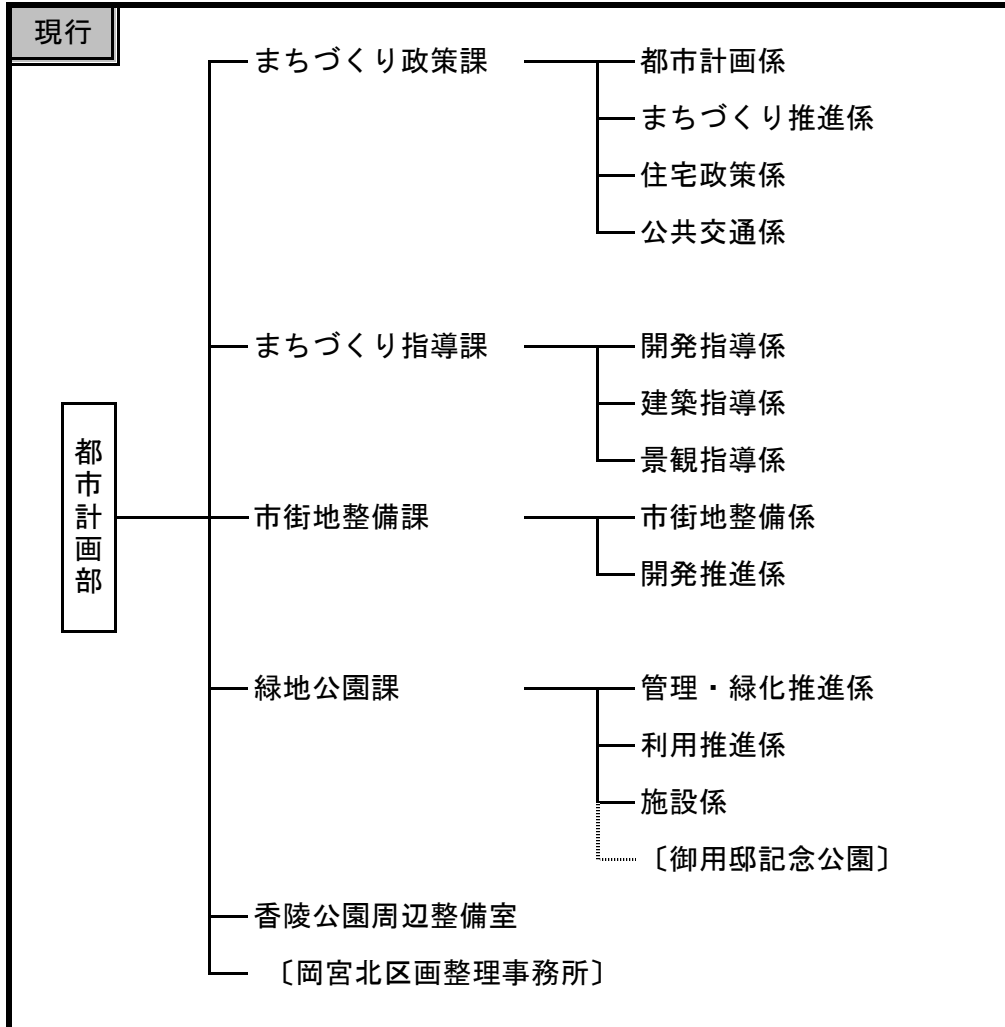
環境施策に関する企画や各種計画策定事務を集約し、組織のスリム化を図るため、「ごみ対策推進課」を廃止し、同課の企画・廃棄物対策係が所管する事務を環境政策課に移管して、「環境政策課」に「廃棄物対策係」を設置する。

環境配慮としてのごみ分別と減量について、施設管理と一体的に推進するため、ごみ減量推進係が所管する事務をクリーンセンター管理課に移管して、「クリーンセンター管理課」に「ごみ減量推進係」を設置する。

●クリーンセンター管理課

ごみ減量推進係の設置に伴い、クリーンセンター管理課の事務を整理し、所管施設の管理に係る事務を行う、「施設管理係」を設置する。

都市計画部



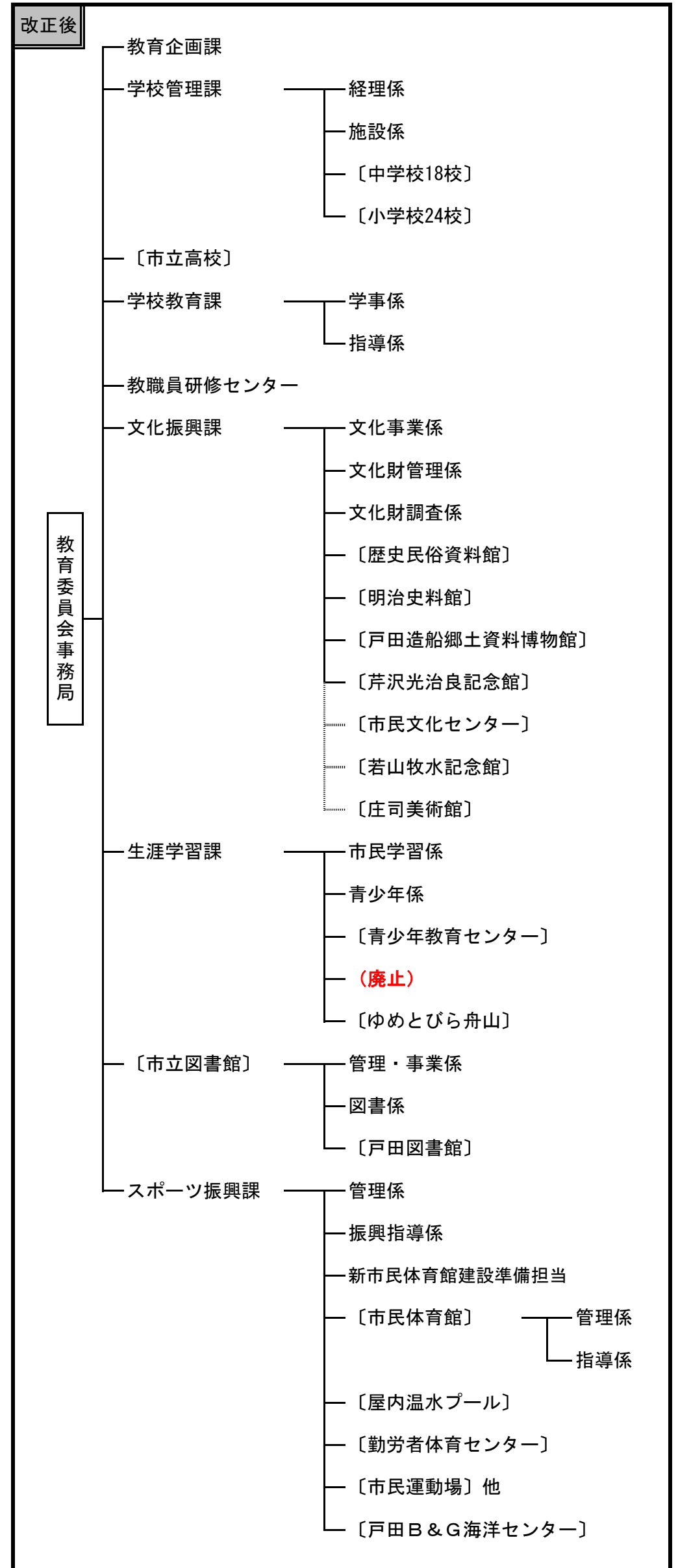
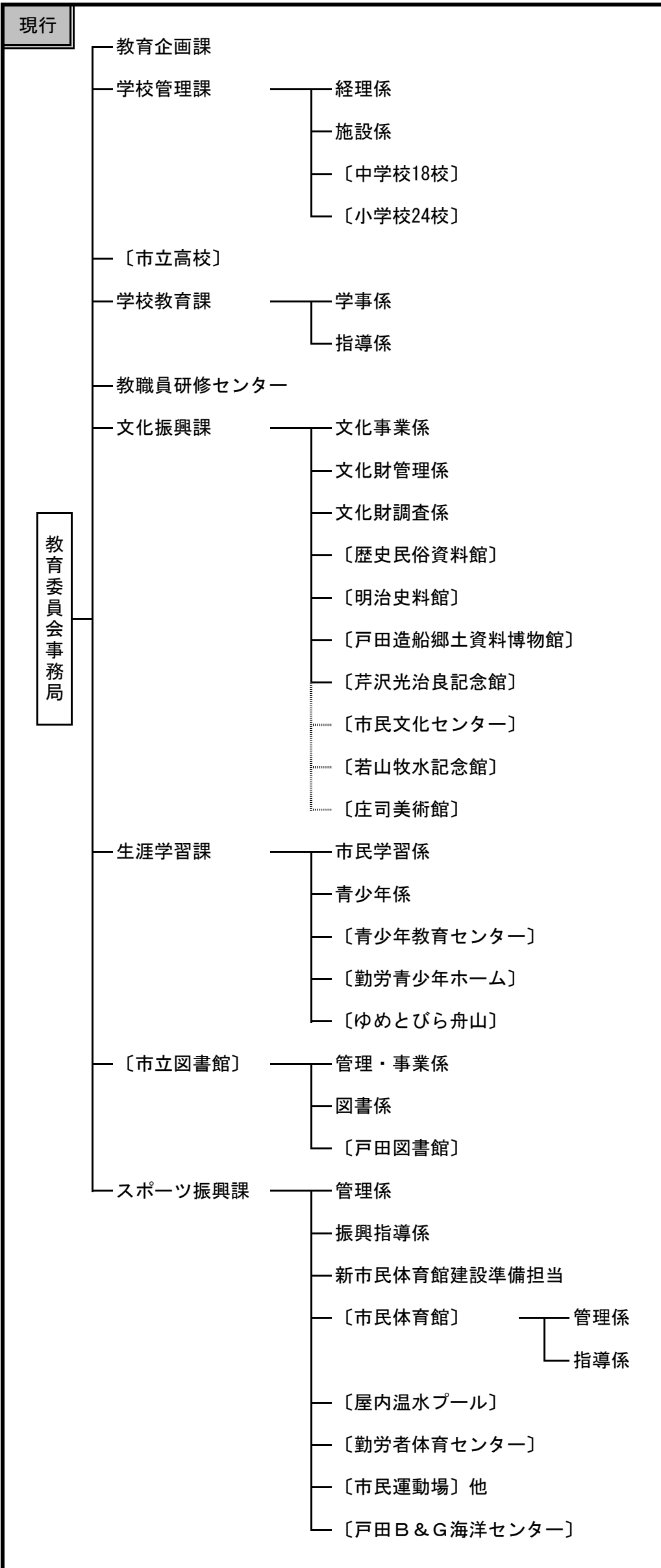
●**まちづくり政策課**

将来を見据えた公共交通施策の検討機能強化と、地域公共交通網形成計画策定に向けた体制強化を図るため、「公共交通係」を廃止し、「交通政策室」(課内室)を設置する。

●**市街地整備課**

津波や洪水、土砂等の災害被害に備えて、市街地における地籍調査の更なる進捗を図るとともに、東駿河湾環状線をはじめとした、道路整備等における用地に関する課題を地籍調査により早期に解決し、円滑な事業進捗を図るため、「地籍調査係」を設置する。

教育委員会事務局



●生涯学習課
所管施設の「勤労青少年ホーム」廃止に伴い、組織・機構図から削除する。